

答申番号：令和3年度答申第1号

事件名：「幸啓録16昭和30年」、「幸啓録17昭和30年」及び「幸啓録18昭和30年」の一部利用決定に関する件

答申日：令和3年11月9日

諮問庁：宮内庁長官

諮問番号：平成30年度諮問第1号

諮問日：平成31年2月25日

答 申 書

第1 委員会の結論

次に掲げる文書1から文書3まで(以下、併せて「本件対象文書」という。)につき、別紙1の部分の利用を制限するとした宮内庁長官(以下「宮内庁」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)の決定については、諮問庁が新たに利用に供するとした別紙2の部分の他に、諮問庁がなお利用を制限すべきとしている別紙3の部分のうち、別紙4に掲げる部分を利用に供すべきである。

文書1：幸啓録 16 昭和 30 年

文書2：幸啓録 17 昭和 30 年

文書3：幸啓録 18 昭和 30 年

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第16条第1項の規定に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対し、宮内庁が平成30年9月21日付け宮内書発甲第875号により行った一部利用決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書(平成30年11月25日付け宮内庁宛て提出)

平成30年9月21日付け宮内書発甲第875号特定歴史公文書等利用決定通知書で通知された一部利用決定の一部取消しを求める(公文書管理法第16条第1項第1号イの適用部分については、審査請求をしない。)

『幸啓録』は天皇、皇后などの行幸啓（各地への視察）を記録した文書である。当該文書を閲覧したところ、警備関係の資料が、公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当するとして一律に利用が制限されている。

当該文書は、作成から既に63年を経過している。それにもかかわらず、公文書管理法第16条第2項の「当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮する」が適用されず、全て利用制限されるのは合理的な判断とは考えられない。

また、審査請求人は当該文書の8年前に作成された『幸啓録昭和22年』簿冊48（昭和22年11～12月に行われた中国地方行幸の資料）を、当該文書の閲覧日である11月22日に閲覧をしているが、警備関係の資料が含まれているにもかかわらず、公文書管理法第16条第1項第1号ニが適用されて利用制限されているケースを確認することはできなかった。

昭和22年から昭和30年の間に劇的に警備方法が変わったとは考えられず、利用を制限する理由は到底納得できるものではない。

以上から、処分庁の決定の取消しを求めるものである。

（2）意見書（平成31年3月27日付け公文書管理委員会宛て提出）

審査請求書の記述を敷衍し、諮問庁の理由説明書（第3の1に記載）について、下記のとおり反論する。

ア 理由説明書についての反論

審査請求人は、昭和22年作成の幸啓録を利用した際に、警備情報は利用制限されなかったため、昭和30年の警備情報が利用制限されていることに納得できないと主張した。

これに対し諮問庁は、「昭和29年7月1日に施行された警察法により、国家地方警察等が廃止されるとともに、警察庁や都道府県警察等が設置されて現行の警察制度が発足し、警備もこれに則って行われていることから、昭和30年の警備情報については、これを公にすると現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」として、利用制限を正当化した。

しかしこの理由は、利用制限を正当化する理由には全くなっていない。

公文書管理法第16条第1項ニに該当していると主張するのであれば、記載されている情報がなぜ「公にすると現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と言えるのかを、個別に精査をして、理由を説明する責任が諮問庁にはある。

イ 幸啓録における警備情報について

天皇の行幸への対応が、昭和29年を境に劇的に変化するとは考えられないため、利用制限該当部分について、昭和22年の昭和天皇の甲信越行

幸時の『幸啓録』32から類推してみる。

本簿冊は、警衛情報を多く含んだものである。数字は目次の番号である。警衛以外の目次は略する。

○長野県関係ニ

- 35 警衛実施状況についての件（長野県警察部長）
- 36 行在所警衛要領の件
- 39 長野県警察部長より霞山荘（行在所）安着電報報告訳の件
- 42 行幸自動車配車計画の件
- 43 行在所図面

35 は、行幸当日の警衛状況について、長野県警察部長が報告をしている文書である（甲1）。内容は、事前準備や当日の沿道の状況、奉迎者に聞き取りをした感想などが含まれている。

36 は、宿泊場所（行在所）の警備方法についての文書である（甲2）。

39 は、天皇が松本の行在所に着いたという電報を官房長官に打ったものである（甲3）。

42 は、自動車の車列と、行幸先での自動車の停める位置を確認する図面である（甲4）。

43 は、行在所の部屋割りを書いた図面である（甲5）。

なお、警備方法についての書類は36しか含まれていないが、他県の簿冊では、警衛全体のマニュアル（奉迎者にどのように対応するかなど（甲6）や、御召列車（天皇の乗る鉄道）や鉄道の警衛方針、鹵簿（天皇の乗る自動車）の警衛方針や道筋などが含まれている。

これらを類型化すると、①警衛に関する報告書や当日の行動に関する文書（35、39）、②事前に配布された警衛方針のマニュアル文書（36）、③当日の警備に関する図面（42、43）、などに分類される。

これらのうち、①が審査請求を行っている文書に含まれている場合、その行幸時の状況を報告した情報であり、この公開が「現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」になるとは到底考えられない。また、具体的かつ詳細な警衛に関する個別の情報が記載されているわけではない部分があり、そもそも宮内庁が一律に警備上の支障を理由に利用制限をする理由がない。

②については、その多くが警衛のマニュアルに該当するものであり、昭和29年の警察法施行を境に大きく変化しているとは考えにくい。さらに昭和22年当時の個別具体の警衛に関する情報を見ると、当時の諸インフラの状況、警衛を担う側の装備・体制、皇室に対する社会の受け止めなどを踏まえたものになっている。例えば、昭和20年代に警衛で最も警戒されているのは、共産主義者などによる天皇制反対運動であるが、1991

年のソビエト連邦崩壊や、現在の日本共産党の天皇に対する考え方の変遷（天皇制反対を全面に主張しなくなった）により、反天皇制運動がほぼ壊滅的になっている状況から考えても、現在同じ警衛を行っているとは考えにくい。また、当時と現在では、機械の技術レベルが大きく異なっており、携帯電話やインターネットが普及し、デジタルカメラやスマートフォンで沿道の奉迎者が映像を撮り、SNSで公開するような状況になっている現在と比較して、当時のマニュアルを公開することが、「現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」になるとは到底考えられない。

③については、鹵簿の停車場所については、当時からも公知の事実である。奉迎者は天皇を迎えるために待っている以上、どこに天皇の鹵簿が停まるかを当然把握している。天皇が通る順路や自動車御列についても、当時から公表されており、メディア関係者に渡す要領にも掲載されている（前から何番目が天皇の車かわからないと奉迎できないし、写真撮影ができない）。道筋についても、沿道の奉迎者が奉迎できるように、沿道の住民に事前通知を行っており、これも公知の事実である。また、当時は高速道路が存在しておらず、現在とは車での移動ルートも大きく異なっている。行在所の図面についても、当時宿泊した施設が、63年後の現在にも残っているケースは相当に稀であり、それほどの老朽化した建物に、現在の天皇・皇族が宿泊するケースもほぼ想定できない。

審査請求人が公開を求めている文書に、上記の①から③の文書が含まれているとすれば、なぜそれを公開することが「現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」になるのか、諮問庁は具体的に理由を説明すべきである。

ウ 「時の経過」の考慮について

審査請求人は、すでに「審査請求書」において、「当該文書は、作成からすでに63年を経過している。にもかかわらず、公文書管理法第16条第2項の「当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮する」が適用されず、全て利用制限されるのは合理的な判断とは考えられない」との主張を行っている。

諮問庁は「時の経過の考慮を行った上で」、一部利用の判断をしたと反論しているので、さらなる主張を行う。

国立公文書館法第4条は「国立公文書館は、特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。」としており、永久に利用できない文書の「倉庫」ではなく、利用を前提に特定歴史公文書を保存している（甲7）。

宮内公文書館は、公文書管理法第2条第3項二における「国立公文書

館等」にあたり、国立公文書館に準じたものとして設置されている。宮内公文書館利用等規則第 11 条第 3 項は「館は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから 30 年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。」としている（甲 8）。よって、国立公文書館と同様に、所蔵している特定歴史公文書等の利用を前提に保存していることは疑いのない事実である。

諮問庁は、警察法制定による現行警察体制の発足という状況の変化を利用制限の理由として主張しているが、これでは時の経過による状況の変化を踏まえたことにはならない。もしこの理由を正当と考えれば、警察組織の抜本的な組織改正が行われないう限り、永久に当該文書は公開されないということになる。

また、公文書管理法第 16 条第 2 項の主旨を、公文書管理委員会委員長の宇賀克也東京大学大学院教授は以下のように解説している。

行政文書または法人文書として作成または取得された時点においては不開示情報であったとしても、その後の時の経過により、秘匿する必要性は一般的に減少する。とりわけ、特定歴史公文書等として利用請求を受ける場合には、国立公文書館等に移管された後も、時が経過しているので、移管時点においては利用制限事由に該当したとしても、利用請求時点においては、利用制限事由に該当しない可能性がある。したがって、一般的に利用を認める方向に働く考慮要素として、時の経過を参酌することを国立公文書館等の長に義務づけている（甲 9）。

宮内公文書館への移管が行われている以上、情報を秘匿する必要性は一般的に減少している。また、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」によれば、「時の経過の判断に当たっては、国際的な慣行である 30 年ルール（1968 年 I C A（国際公文書館会議）マドリッド大会において出された、利用制限は原則として 30 年を超えないとする考え方）をも踏まえるものとする」（甲 10）とされており、利用制限は原則として作成から 30 年を超えないことを推奨している。昭和 22 年の幸啓録は、上記の原則に基づいて公開されている。

なお、日本とロシア（ソ連）との間の北方領土問題に関する情報は、現在でも係争中の論点であるが、関連する文書のうち、公開して問題のなくなった文書は外務省から公開されている。平成 30 年 12 月 19 日の外務省外交記録公開では、1960 年の岸信介首相訪米時に、歯舞群島、色丹島の二島先行返還論が国内の意見としてあることを米国に伝えようとした記述が公開されている（甲 11）。現在まで制度が継続しているとしても、文書を開示するか否かは、情報それぞれを精査して決めるべきものである。

ちなみに、審査請求人は平成 15 年 11 月に警察庁に対して、昭和 29 年に制定された「警衛基準要綱」と昭和 44 年に全面改正された「警衛規則」

を情報公開請求したことがある。その際、警察庁からは「両方とも国家公安委員会規則で、警察庁公報に掲載されているので、行政サービスとしてコピーを提供する」と伝えられて、その規則を入手した（甲 12、甲 13）。

審査請求人が公開を求めている文書は、昭和 29 年の「警衛基準要綱」に基づいて作成されており、関連する情報は利用に供されても問題ないはずである。また、昭和 44 年に全面改正がなされている以上、警衛の方法も変化している可能性があり、また、現在に至るまでに、この要綱の改正が行われていると推測される。よって、昭和 29 年の警衛関連の情報が、「現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」に該当するとは考えにくい。

諮問庁は、審査請求人が公開を要求している文書の全てを「時の経過」を考慮してもなお利用制限しているが、なぜそのように主張できるのかを具体的に説明すべきである。

○証拠説明

- 甲 1 号証 『幸啓録』昭和 22 年、第 32 卷、第 35 号「警衛実施状況についての件（長野県警察部長）」の冒頭 5 頁
- 甲 2 号証 『幸啓録』昭和 22 年、第 32 卷、第 36 号「行在所警衛要領の件」
- 甲 3 号証 『幸啓録』昭和 22 年、第 32 卷、第 39 号「長野県警察部長より霞山荘（行在所）安着電報報告訳の件」
- 甲 4 号証 『幸啓録』昭和 22 年、第 32 卷、第 42 号「行幸自動車配車計画の件」の冒頭 5 頁
- 甲 5 号証 『幸啓録』昭和 22 年、第 32 卷、第 43 号「行在所凶面」
- 甲 6 号証 『幸啓録』昭和 24 年、第 14 卷、第 22 号「警衛 その二」に所収されている「福岡県警衛実施要領」
- 甲 7 号証 国立公文書館法（一部抜粋）
- 甲 8 号証 宮内公文書館利用等規則（一部抜粋）
- 甲 9 号証 宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』第 3 版、第一法規、平成 27 年、160 頁
- 甲 10 号証 「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」平成 30 年 5 月 18 日改正版、12-14 頁
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/hozonriyou-g1.pdf>
- 甲 11 号証 「「二島先行返還論が一部にみられる」外交文書に明記」、NHK 政治マガジン、平成 30 年 12 月 19 日
<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/12393.html>
- 甲 12 号証 国家公安委員会規則第 11 号「警衛基準要綱」昭和 29 年

8月2日

甲 13 号証 国家公安委員会規則第 2 号「警衛要綱」昭和 44 年 4 月
10 日

(3) 再意見書（令和 3 年 9 月 4 日付け公文書管理委員会宛て提出）

ア 補充理由説明書に対する反論

補充理由説明書（第 3 の 2 に記載）を見たところ、簿冊 3 冊のうち、開示に転じた部分は合計でわずか 22 枚でしかないことに非常に失望している。

公文書管理課からは、令和 3 年 3 月 2 日の公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会において、諮問庁から、利用拒否箇所を特定して情報の性質等を示し、利用拒否事由に該当すること、新たに利用を認めるとした部分をまとめた文書が提出されたが、審査請求人に反論の機会を与えるために、提示しても差し支えない範囲で諮問庁がまとめなおした文書が、今回の補充理由説明書であるとの説明を受けた。

ただし、説明書を見てみると、新たに利用に供することとされた部分のみしか説明がない。本来であれば、利用拒否を継続する部分についての理由が記載されているはずの「利用制限理由の詳細」欄の内容を、差し支えない程度にまとめて理由説明を作成すべきである。本補充理由説明書では、審査請求人が反論を書くことができず、事実上反論の権利を奪われている。

そもそも、新たに利用に供することとされた部分は、諮問庁が早急に決定を変更して利用に供するべきものである。5 か月もかけて、どうしてこのような補充理由説明書をまとめたのか理解に苦しむ。

イ 審査請求人の意見

諮問庁の主張が不明であるので、反論を書くことができない。審査請求人の意見は、前回の意見書で言い尽くしているが、確認の意味を込めて、再度意見を述べておく。

前回の意見書で審査請求人は「諮問庁は、警察法制定による現行警察体制の発足という状況の変化を利用制限の理由として主張しているが、これでは時の経過による状況の変化を踏まえたことにはならない。もしこの理由を正当と考えれば、警察組織の抜本的な組織改正が行われない限り、永久に当該文書は公開されないということになる」と記述したように、もし「時の経過」を考慮してもなお、ほとんどの文書をこの理由で利用制限するということになれば、日本が敗戦し、他国の軍隊により強制的に警察制度が変えられた時のような抜本的な制度改革がない限り、当該文書は 100 年後であっても利用に供されないということになる。

公文書管理法第 1 条の目的には「国及び独立行政法人等の有するその

諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」が掲げられている。もし、現在の利用制限理由が正当化された場合、非現用になった公文書を公開し、検証のために市民へ利用を供するという公文書管理法の意義に反することになる。

なお、審査請求人は、研究上、今後も『幸啓録』を諮問庁に請求をし続ける予定である。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 理由説明書（平成31年2月25日付け公文書管理委員会宛て提出）
諮問庁が提出した理由説明書の記載は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の対象となった特定歴史公文書等及び利用決定の概要

ア 利用決定の対象となった特定歴史公文書等の概要

本件審査請求の対象となった処分に係る特定歴史公文書等は、「幸啓録 16 昭和 30 年」、「幸啓録 17 昭和 30 年」及び「幸啓録 18 昭和 30 年」である。

これらは、昭和 30 年 7 月 25 日から 28 日に行われた昭和天皇と香淳皇后の長野県北佐久郡軽井沢町及び群馬県吾妻郡長野原町への行幸啓に関する宮内庁内外への通知や準備に関する書類、行幸啓中の御動静や事務処理に関する書類、警備関係書類などを取りまとめたものである。いずれも平成元年に宮内庁長官官房総務課から同庁書陵部へ移管され、平成 23 年に同庁書陵部図書課宮内公文書館が管理する特定歴史公文書等となったものであり、全体で約 600 ページに及ぶ。

イ 利用決定の概要

「幸啓録 16 昭和 30 年」及び「幸啓録 17 昭和 30 年」は公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びニに該当する部分を含み、また、「幸啓録 18 昭和 30 年」は同号ニに該当する部分を含むものとして、遅滞なく平成 30 年 9 月 21 日付けで一部利用とする決定をした。

(2) 利用決定から審査請求までの経緯

ア 利用請求から対象となった特定歴史公文書等の利用まで

本件は、審査請求人から平成 30 年 8 月 27 日付けで利用請求があり、同年 9 月 21 日付けで一部利用とする決定をした。利用制限箇所にもマスク作業等をする必要上、同年 11 月 22 日以降に利用できることとした。

利用決定当日に電話にて一部利用とする決定をしたこと及び利用に関する事項を伝えようとしたが、電話がつながらず、同月 25 日に改めて電話にて一部利用とする決定をした旨と利用可能日を伝えた。

同年 11 月 22 日に審査請求人が宮内公文書館に来館し、利用決定書を受け取り、今回対象となっている特定歴史公文書等を閲覧した。なお、審査請求人は、これ以前に今回審査請求書で言及している昭和 22 年の幸啓録を利用している。

イ 審査請求書の提出から受理まで

同年 11 月 25 日付けで審査請求人から宮内庁に対し、本件審査請求に関する書類が提出されたが、当初提出された書類には不備があったため、同年 12 月 6 日付けで補正命令を行い、同月 13 日に補正された審査請求が提出された。なお、再提出された審査請求書は同年 11 月 25 日付けである。

(3) 審査請求人の主張及びその主張への反論

ア 審査請求人の論点

審査請求人が提出した審査請求書の論点は、専ら公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ニにいういわゆる警備情報（以下「警備情報」という。）に関する時の経過の考慮の取扱いである。

具体的には、自動車御列の編成、御道筋（自動車御列の出発地から目的地までの通過場所や折方向を図や文字で明示したもの）、警備計画書、警備指令書などを含むものである。これらを公にすると、現在行われている警備の具体的な方法などが類推でき、今後の犯罪予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると思われるものである。

なお、本件利用決定には公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イにいういわゆる個人情報に該当して利用制限を決定した箇所もあるが、これについては、審査請求人から審査請求の対象としない旨明言されているところである。

イ 論点に関する審査請求人の主張

審査請求人は、本件に係る特定歴史公文書等は作成から既に 63 年を経過しているにもかかわらず、公文書管理法第 16 条第 2 項にいう時の経過を考慮することが適用されず、警備情報を全て利用制限するのは合理的判断と言えないとしている。

また、昭和 22 年作成の幸啓録を利用したところ、警備情報は利用制限されていなかった。昭和 22 年から昭和 30 年の間で劇的に警備方法が変わったとは考えられないことから、昭和 30 年の警備情報が利用制限されていることは納得できないとする。

ウ 審査請求人の主張に対する反論

特定歴史公文書等に記載された警備情報は、時の経過を考慮した上で、

現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかを個別に審査し、利用制限を行うかどうかの決定をしている。

本件で利用制限を行った警備情報については、昭和30年に作成されてから、63年が経過しているものであるが、このような時の経過を考慮しても、なお公にすると現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したものであるため、利用制限を行ったものである。

この点に関し、審査請求人は、以前、昭和22年作成の幸啓録を利用した際、警備情報は利用制限されていなかったため、昭和22年から昭和30年の間で劇的に警備方法が変わったとも考えられず、昭和30年の警備情報が利用制限されていることは納得できないとする。

しかし、昭和29年7月1日に施行された警察法により、国家地方警察等が廃止されるとともに、警察庁や都道府県警察等が設置されて現行の警察制度が発足し、警備もこれに則って行われていることから、昭和30年の警備情報については、これを公にすると現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。このため、利用制限を行ったものであり、昭和22年の幸啓録の警備情報とは、異なった取扱いとなったものである。

以上、本件の処分は、時の経過の考慮を行った上で、公文書管理法第16条第1項第1号ニにいう警備情報に該当するか否かを個別に判断し、一部利用とする決定をしたものであり、審査請求人の言うような不合理な判断は行っていない。

エ 結語

以上により、処分庁たる宮内庁の決定の一部取消しを求める審査請求人の請求は失当であり、速やかに宮内庁長官が行った処分が正当である旨の答申を行うよう求めるものである。

2 補充理由説明書（令和3年2月24日付け及び同年8月13日付け公文書管理委員会宛て提出）

諮問庁が提出した補充理由説明書の記載は、おおむね以下のとおりである。

（1）新たに利用させることとする情報

別紙2に掲げる部分については、原処分において、当初、公にすることにより、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため利用制限を行ったが、今般、これらの利用制限事由該当性につき改めて検討した結果、これらの部分を公にしても、直接、要警護対象者に対する警備体制が判明するおそれはないと考えら

れるため、新たに利用に供することとする。

(2) 利用制限を維持する情報

別紙3に掲げる部分については、原処分において、現在の警備体制につながる新警察法（昭和29年7月1日）に基づいたものであり、これらの情報を収集、研究、分析することにより、現在の警備体制が推測されるおそれがあり、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、利用制限を行った。

なお、現用文書においても同様の理由から不開示情報としているものであり、本件を利用制限しない場合には、現用文書における不開示部分も類推されることになり、現在の警備実施体制に支障を及ぼすおそれがある。

今般、これらの利用制限事由該当性につき改めて検討した結果、引き続き利用を制限することとする。

(3) その他の補足事項

別紙1の1欄に掲げる通番3から通番6までについては、原処分において、公文書管理法第16条第1項第1号イに該当する情報であると考えられるため、利用制限を行ったが、今回の審査請求の対象箇所ではないため、特に再検討はしていない。

第4 委員会における調査審議の経過

当委員会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成31年2月25日 | 諮問の受理（平成30年度諮問第1号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年3月27日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ | 令和元年5月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年7月3日 | 審議 |
| ⑥ | 令和2年9月18日 | 審議 |
| ⑦ | 同年11月4日 | 審議 |
| ⑧ | 同年12月21日 | 審議 |
| ⑨ | 令和3年2月24日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑩ | 同年3月2日 | 審議 |
| ⑪ | 同年8月13日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑫ | 同年9月4日 | 審査請求人から再意見書及び資料を収受 |
| ⑬ | 同年10月22日 | 審議 |
| ⑭ | 同年11月8日 | 審議及び答申の決定 |

第5 委員会の判断の理由

1 本件諮問事案について

本件対象文書は、宮内庁が、昭和30年7月25日から28日に行われた昭和天皇と香淳皇后（以下「昭和天皇皇后両陛下」という。）の長野県北佐久郡軽井沢町及び群馬県吾妻郡長野原町への行幸啓に関する宮内庁内外への通知や準備に関する文書、行幸啓中の御動静や事務処理に関する文書、警備関係文書等を綴ったものである。いずれも同庁長官官房総務課において作成・取得されたものであり、（旧）宮内庁文書保存規程（昭和51年宮内庁訓令第1号）第6条第1項により、平成元年、同庁書陵部に引き継がれた。その後、平成22年に同庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）が設置され、同庁書陵部が所蔵する資料は宮内公文書館に引き継がれた。平成23年4月1日の公文書管理法の施行に伴い、宮内公文書館は同法第2条第3項に定める国立公文書館等の一つとなり、当該資料は特定歴史公文書等となったものである。

処分庁は、本件対象文書の利用請求に対し、その一部が公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニに該当するとして利用を制限する原処分を行ったが、審査請求人から本件対象文書の原処分における利用制限のうち、公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当する利用制限を取り消すよう審査請求が行われたものである。

これについて、諮問庁は、当初、原処分を妥当として諮問してきたが、その後、当委員会からの照会に対応する中で、原処分の見直しを行った結果、別紙2に掲げる部分については、原処分を変更して新たに利用に供するとしたものの、別紙3に掲げる部分については、なお公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当するとして原処分を維持することが妥当と説明しているため、以下、諮問庁がなお利用を制限すべきとしている別紙3に掲げる部分の利用制限事由の該当性について検討する。

なお、検討に当たっては、諮問庁から当委員会に提出された補充理由説明書等を通じて、本件対象文書の作成等に関与した警備当局の見解（以下「警備当局の見解」という。）についても合わせて提出されており、一つ一つの文書と諮問庁及び警備当局の見解を突き合わせつつ、慎重に審議を重ねてきたところである。

また、警備当局の見解のうち、個別具体的な警備情報に係る利用制限理由を詳細に説明したものについては、当該情報の性質上、本答申書において個別具体的に記載すると、警備に関する利用制限情報を利用に供することとなるため、記載していない。

2 利用制限事由の妥当性について

本件対象文書は、宮内庁が、昭和30年7月25日から28日に行われた昭和天皇皇后両陛下の長野県北佐久郡軽井沢町及び群馬県吾妻郡長野原町への行幸啓に関する宮内庁内外への通知や準備に関する文書、行幸啓中の御動静や事務処理に関する文書、警備関係文書等を綴ったものである。

(1) 幸啓録 16 昭和 30 年

ア 別紙 3 の 1 欄に掲げる通番（以下「通番」という。） 1、通番 10 から通番 14 まで（自動車御列関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下に係る自動車御列の編成、車両の名称及び台数、関係職員等の車内配置並びに御召列車に係る駅構内の警備員の人数及び配置等の情報が記載されている。

これらの情報は、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、当該情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

イ 通番 7（自動車御列関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、文書の標題、昭和天皇皇后両陛下に係る自動車御列の編成、車両の名称及び台数並びに関係職員等の車内配置等の情報が記載されている。

これらの情報のうち、文書の標題に関する情報（以下この項目において「標題の情報」という。）は、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難い。

したがって、標題の情報は、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

ただし、標題の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の

安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、標題の情報を除く部分の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ウ 通番8（御道筋関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、文書の標題に関する情報、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋等の絵図が記載されている。

これらの情報のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（以下この項目において「御道筋の絵図の情報」という。）は、複数の御道筋の候補から特定の御道筋を選択した上で当該箇所を着色することにより、特定の御道筋を限定して表記されている。このことから、仮にこれを公にすれば、現在の御道筋に関する情報を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、御道筋の絵図の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ただし、御道筋の絵図の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難く、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

エ 通番2（氏名関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、皇宮警察の職員に関する氏名及び役職等の情報が記載されている。

これらの情報のうち、皇宮警察の職員の氏名（以下この項目において「職員氏名の情報」という。）については、警備に関わる特定の職員の氏名が具体的に記載されており、警備職員の個別の配置状況が明らかとなることから、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にす

れば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ただし、職員氏名の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難く、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

(2) 幸啓録 17 昭和 30 年

ア 通番 15、通番 16、通番 19 から通番 38 まで、通番 42、通番 45、通番 51（自動車御列関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下に係る自動車御列の編成、車両の名称及び台数、車両に関する凡例並びに関係職員等の車内配置等の情報が記載されている。

これらの情報は、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

イ 通番 44（自動車御列関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下に係る自動車御列の編成、車両に関する用途等の凡例、お召列車に係る駅構内及び駅周辺の絵図の情報が記載されている。

これらの情報のうち、昭和天皇皇后両陛下に係る自動車御列の編成及

び車両の用途等の凡例に関する情報（以下この項目において「車両編成及び凡例の情報」という。）は、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、車両編成及び凡例の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ただし、車両編成及び凡例の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難く、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

ウ 通番 49（自動車御列関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋を記載したと推察できる絵図、自動車御列の編成、御料車の御到着及び御出発の時刻、警備車両の到着及び出発の時刻等並びに取材記者等の取材配置及び取材要領等の情報が記載されている。

これらの情報のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋を記載したと推察できる絵図及び自動車御列の編成並びに警備車両の到着及び出発の時刻等に関する情報（以下この項目において「御道筋の絵図の情報及び車両編成並びに警備車両発着の情報」という。）は、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、御道筋の絵図の情報及び車両編成並びに警備車両発着の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ただし、御道筋の絵図の情報及び車両編成並びに警備車両発着の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であると

は認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難く、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

エ 通番 50（自動車御列関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋を記載したと推察できる絵図、自動車御列の編成に関する情報が記載されている。

これらの情報は、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

オ 通番 17、通番 18、通番 39、通番 43、通番 55、通番 56（御道筋関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋等の絵図が記載されている。

これらの情報のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（以下この項目において「御道筋の絵図の情報」という。）は、複数の御道筋の候補から特定の御道筋を選択した上で当該箇所を着色すること等により、特定の御道筋を限定して表記されている。このことから、仮にこれを公にすれば、現在の御道筋に関する情報を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、御道筋の絵図の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ただし、御道筋の絵図の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安

全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難く、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

カ 通番 52（御道筋関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋等の絵図及び御道筋の凡例に関する情報が記載されている。

これらの情報のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（以下この項目において「御道筋の絵図の情報」という。）については、複数の御道筋の候補から特定の御道筋を選択した上で当該箇所を着色すること等により、特定の御道筋を限定して表記されている。また、御道筋の凡例の情報については、御道筋の具体的な順路について記載されている。

これらのことから、御道筋の絵図の情報及び御道筋の凡例の情報について、仮にこれを公にすれば、現在の御道筋に関する情報を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、御道筋の絵図の情報及び御道筋の凡例の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ただし、御道筋の絵図の情報及び御道筋の凡例の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難く、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

キ 通番 40（御宿泊先関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下の御宿泊先の間取りに関する情報が図面で記載されている。

これらの情報のうち、昭和天皇皇后両陛下及び皇太子殿下、関係職員

に関する部屋の配置及び用途に関する情報（以下この項目において「関係者の部屋の配置及び用途の情報」という。）については、警備に関する個別具体的な情報であることから、仮にこれを公にすれば、現在の御宿泊先における部屋の配置及び用途に関する情報及び警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、関係者の部屋の配置及び用途の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ただし、関係者の部屋の配置及び用途の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難く、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

ク 通番 47（御動静関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋を記載したと推察できる絵図、御料車の御到着及び御出発の時刻、警備車両の到着及び出発の時刻等並びに取材記者等に対する取材要領等の情報が記載されている。

これらの情報のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋を記載したと推察できる絵図並びに警備車両の到着及び出発の時刻等に関する情報（以下この項目において「御道筋の絵図の情報及び警備車両発着の情報」という。）は、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、御道筋の絵図の情報及び警備車両発着の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ただし、御道筋の絵図の情報及び警備車両発着の情報を除く部分の情報は、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び

将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難く、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

ケ 通番 48（御動静関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、昭和天皇皇后両陛下の御料車の御到着及び御出発の時刻、警備車両の到着及び出発の時刻並びに取材記者等の取材配置及び取材要領等の情報が記載されている。

これらの情報のうち、警備車両の到着及び出発の時刻に関する情報（以下この項目において「警備車両発着の情報」という。）は、警備に関する個別具体的な情報であることから、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問序の説明は、不合理とはいえない。

したがって、警備車両発着の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ただし、警備車両発着の情報を除く部分の情報は、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難く、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

（3）幸啓録 18 昭和 30 年

ア 通番 57、通番 59 から通番 63 まで（警衛関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、文書の標題、昭和天皇皇后両陛下及び皇太子殿下に係る警備に関する具体的な計画、警備体制、警備方法等の情報が記載されている。

これらの情報のうち、文書の標題に関する情報（以下この項目において「標題の情報」という。）は、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難い。

したがって、標題の情報は、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

ただし、標題の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、標題の情報を除く部分の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

イ 通番 58 (警衛関係)

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、文書の標題、昭和天皇皇后両陛下及び皇太子殿下に係る警備に関する具体的な計画、警備体制、警備方法等の情報が記載されている。

これらの情報のうち、文書の標題に関する情報（以下この項目において「標題の情報」という。）は、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難い。

したがって、標題の情報は、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

また、当該文書の利用制限の箇所には、「幸啓録 16 昭和 30 年」及び「幸啓録 17 昭和 30 年」における文書と同内容の文書（以下この項目において「重複文書」という。）が綴られていることが認められる。これら重複文書のうち、既に利用に供している情報及び利用に供することとされる情報（当委員会が新たに利用に供することが妥当と判断した情報を含む。以下この項目において「重複文書のうち利用に供する情報」という。）については、同様の内容を利用に供することが妥当である。

ただし、標題の情報と重複文書のうち利用に供する情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす

おそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、標題の情報と重複文書のうち利用に供する情報を除く部分の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

ウ 通番 64、通番 65、通番 67（警衛関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、文書の標題、犯罪抑止に関する教養資料及び関係法令等の情報が記載されている。

これらの情報のうち、文書の標題に関する情報（以下この項目において「標題の情報」という。）は、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難い。

したがって、標題の情報は、時の経過も考慮すると、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

ただし、標題の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、標題の情報を除く部分の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

エ 通番 66（警衛関係）

当委員会において、当該文書を見分したところ、当該利用制限の箇所には、文書の標題、皇室に関する用語、昭和天皇皇后両陛下に係る自動車御列の編成等に関する情報が記載されている。

これらの情報のうち、文書の標題に関する情報及び皇室に関する用語についての情報（以下この項目において「標題の情報及び皇室用語の情報」という。）は、警備に関する個別具体的な情報であるとは認められず、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとは言い難い。

したがって、標題の情報及び皇室用語の情報は、時の経過も考慮する

と、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものとは認められないことから、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、利用に供することが妥当である。

ただし、標題の情報及び皇室用語の情報を除く部分の情報については、警備に関する個別具体的な情報であり、仮にこれを公にすれば、現在の警備体制等を推測・研究・分析され、襲撃、妨害、テロ等の犯罪行為を容易なものとし、警備の実施に影響を及ぼす可能性があることから、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、標題の情報及び皇室用語の情報を除く部分の情報は、情報公開法第5条第4号に掲げる情報に該当するものと認められ、当該情報が記載されている部分は、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当委員会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部利用決定の妥当性について

以上のことから、諮問庁が、公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当するとしてなお利用を制限すべきとしている別紙3に掲げる部分のうち、別紙4に掲げる部分は、同条第1項第1号ニに該当せず利用に供すべきであるが、その余の部分は、同条第1項第1号ニに該当すると認められるので、利用を制限することが妥当であると判断した。

(公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会)

分科会長 池田 陽子、委員 伊藤 正次、委員 川島 真

別紙 1 処分庁が原処分で利用を制限した情報

*本表は、諮問庁提出の特定歴史公文書等の内容を分類・整理した資料の記載を基にまとめたものである。なお、本表の6欄に掲げる「代替物頁」とは、インカメラ審査を行うため、諮問庁から公文書管理委員会に貸与された本件対象文書の代替物における該当箇所を示す。

(文書 1 : 幸啓録 16 昭和 30 年)

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物頁
1	宮内庁長官官房宮発第 二一三号	通知（自動車御列、お 道筋）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 2 枚目	12 頁
2	軽井沢行幸啓供奉員名 簿	供奉員名簿のうち皇宮 警察に関する部分（護 衛課長に関する部分は 除く。）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 3 枚目	50 頁
3	宿泊料（昭和三十年七 月二十二日長官官房総 務課長発内廷会計主管 あて文書）	日付、差出、宛名及び 印鑑以外全て（含む裏 写り）	— （審査請求 の対象外）	左記文書の 1～5 枚目	60～62 頁
4	宿泊料（昭和三十二年 三月八日長官官房総務 課長発内廷会計主管あ て文書）	日付、差出、宛名及び 印鑑以外全て（含む裏 写り）	— （審査請求 の対象外）	左記文書の 1～4 枚目	63～65 頁
5	昭和 30 年 7 月 21 日立 案「依頼」	小口扱のうち御料荷物 の個数・内容（含む裏 写り）	— （審査請求 の対象外）	左記文書の 3・4 枚 目	97・98 頁
6	昭和 30 年 7 月 16 日付 侍従職発官房総務課あ て事務連絡	御料用新聞の種別・員 数・御料（含む裏写り）	— （審査請求 の対象外）	左記文書の 3・4 枚 目	104・105 頁
7	下検分（お召列車発着 時刻予定の次の文書）	自動車御列図	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	お召列車発着時刻 予定の次の文書 1 枚目	140 頁
8	下検分（プリンスホテル 階下図及びプリン スホテル 階上図の次 の文書）	「御道筋略図」（含む裏 写り）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	プリンスホテル 階下図及びプリン スホテル 階上図 の次の文書 1 枚目	144～149 頁
9	下検分（御道筋料程調 査表）	「御道筋料程調査表」 の距離表示（含む裏写 り）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 1 枚目	150～154 頁
10	記録（御召列車御 警 備図表（昭和 30 年 7 月 25 日施行）	「御召列車御 警備図 表（昭和 30 年 7 月 25 日発行）」（含む裏写り）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1	左記文書の 1 枚目	235～240 頁

			号ニ		
11	記録（御召列車御警備図表（昭和30年7月28日施行））	「御召列車御警備図表（昭和30年7月28日発行）」（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	238～243頁
12	記録（御召列車着警備図表（昭和30年7月25日施行））	「御召列車着警備図表（昭和30年7月25日発行）」（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	241～246頁
13	記録（御召列車発警備図表（昭和30年7月28日施行））	「御召列車発警備図表（昭和30年7月28日発行）」（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	244～248頁
14	昭和三十年自七月二十五日至七月二十八日両陛下軽井沢行幸啓御日程次第	自動車御列	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	248頁

（文書2：幸啓録17昭和30年）

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物質
15	県関係書類の件のうち行幸啓事務計画概要書	自動車御列及び自動車御列図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の12枚目	10頁
16	県関係書類の件のうち行幸啓事務計画概要書	図表第2表・第3表の自動車御列部分	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の25・26枚目	16～18頁
17	県関係書類の件のうち行幸啓事務計画概要書	図表第四4表（経路略図並びに行程）（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の27枚目	17～20頁
18	県関係書類の件のうち御道筋略図並びに行程図	御道筋略図並びに行程図（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	22～25頁
19	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」（見え消し）	御召列車内警衛（警衛員）、自動車御列警衛（自動車御列・乗務員）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の2～4枚目	26～28頁
20	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」（見え消し）	別添（一）（二）停車場警衛員配置箇所自動車配置図（第一日目（二	公文書管理法第16条第1項第1	左記文書の5枚目	27～31頁

		十五日)) (含む裏写り)	号ニ		
21	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(三)第一日目御宿舎御着時の自動車配置」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の6枚目	30~33頁
22	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	自動車御列警衛(自動車御列・乗務員)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の7~9枚目	32~34頁
23	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(一)第二日目(浅間山麓)御宿舎御発時の自動車配置」の自動車御列部分	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の11枚目	35~38頁
24	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(二)第二日目(二十六日)黒豆河原引継時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の12枚目	37~42頁
25	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(三)第二日目(二十六日)第二展望台引継時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の13枚目	40~45頁
26	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(三)の2第二日目(二十六日)東大火山観測所の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の14枚目	43~48頁
27	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)以下の文書	「第二日目(二十六日)浅間山麓)御宿舎御着時の自動車配置」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の15枚目	47~50頁
28	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	自動車御列警衛(自動車御列・乗務員・御宿舎御着時の自動車配置)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の16~19枚目	49~53頁
29	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(一)第三日目(二十七日)旧軽井沢、見晴台、地藏ヶ原方面)御宿舎御発時の自動車配置」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の20枚目	52~56頁
30	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「三笠宮御別邸自動車御発着時の配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の22枚目	57~62頁

31	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(二)の1第三日見晴台御着時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の23枚目	60~65頁
32	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(二)の2第三日見晴台御発時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の24枚目	63~68頁
33	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	「第三日目(二十七日旧軽井沢、見晴台、地藏ヶ原方面)御宿舍御着発時の自動車配置」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の25枚目	66~70頁
34	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(七)の1第三日目地藏ヶ原御着時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の26枚目	69~74頁
35	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(七)の2第三日目地藏ヶ原御発時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の27枚目	72~76頁
36	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	自動車御列警衛(自動車御列・乗務員)、途上警衛、御召列車警衛員	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の28~32枚目	75~78頁
37	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(一)第四日目(二十八日)御宿舍御発時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の34枚目	79~83頁
38	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(二)第四日目(二十八日)軽井沢駅御着時の自動車配置並びに警衛員配置ヶ所図」(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の35枚目	81~86頁
39	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	行幸啓経路並びに行程図(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の36枚目	84~88頁
40	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」(見え消し)	プリンスホテル平面図(1階、2階)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の37、38枚目	87~92頁

41	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	「御道筋料程調査表」 の距離表示	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	天皇・皇后両陛下軽井沢行幸啓御日程の次の文書の1枚目	100～101 頁
42	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	自動車御列図	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	行幸啓新聞記者バス発着時刻表の次の文書の1枚目	114 頁
43	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	道筋略図	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	行幸啓新聞記者バス発着時刻表の次の文書の1枚目	115～116 頁
44	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	軽井沢駅及びその付近見取図	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	道筋略図の次の文書の1枚目	117～122 頁
45	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	プリンスホテル付近見取図の自動車御列部分	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	道筋略図の次の次の文書の1枚目	(120・ 121・) 125 頁
46	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	図表四	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	プリンスホテル付近見取図の次の文書の1枚目	126～128 頁
47	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	岩窟ホール付近の見取図	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	プリンスホテル付近見取図の次の次の文書の1枚目	129～131 頁
48	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	浅間牧場事務所及び第二展望台付近見取図	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	岩窟ホール付近の見取図の次の文書の1枚目	132～134 頁
49	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	東大地震研究所浅間火山観測所付近見取図	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	浅間牧場事務所及び第二展望台付近見取図の次の文書の1枚目	135、 (136、) 137 頁
50	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	三笠宮別邸付近の略図	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	東大地震研究所浅間火山観測所付近見取図の次の文書の1枚目	138～140 頁
51	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について (依頼)」	図表一―軽井沢駅御着時の自動車配置図及び報道関係者位置の自動車御列部分	公文書管理法第16条 第1項第1号ニ	地藏原付近見取図の次の文書の1枚目	149 頁

52	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	浅間牧場及軽井沢図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書に添付されている「浅間牧場及び軽井沢図(図面壱枚)」と記された封筒に封入されている文書の1枚目	153~156 頁
53	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	浅間牧場及軽井沢付近図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書に添付されている「行幸啓報道要項」(押印なし)別表の2枚目	163~164 頁
54	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	浅間牧場及軽井沢付近図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書に添付されている「行幸啓報道要項」(押印あり)別表の2枚目	176~178 頁
55	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	軽井沢全図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書に添付されている「軽井沢全図(図面壱枚)」と記された封筒に封入されている文書の1枚目	187~188 頁
56	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	警衛計画図(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書に添付されている「警衛計画(図面四枚)」と記された封筒に封入されている最初の文書の1枚目	201~221 頁

(文書3：幸啓録 18昭和30年)

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物頁
57	—	— (全て利用制限。ただし、印影が3つ、役職名が1か所、利用に供されている。)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
58	—	— (全て利用制限。ただし、印影が6つ、役職名が1か所、利用に供されている。)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—

59	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
60	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
61	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
62	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
63	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
64	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
65	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
66	警衛関係の件	教養資料昭和30年7月皇室用語集 群馬県警本部警備部警ら交通課	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	238～249 枚目	—
67	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—

(補足) 上記表のうち、「—」と記載している箇所は、利用制限の対象となる情報である。

別紙2 諮問庁が新たに利用に供するとした情報

*本表は、諮問庁提出の特定歴史公文書等の内容を分類・整理した資料の記載を基にまとめたものである。なお、本表の6欄に掲げる「代替物頁」とは、インカメラ審査を行うため、諮問庁から公文書管理委員会に貸与された本件対象文書の代替物における該当箇所を示す。

(文書1：幸啓録 16 昭和 30 年)

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物頁
9	下検分（御道筋料程調査表）	「御道筋料程調査表」の距離表示（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	150～154頁

(文書2：幸啓録 17 昭和 30 年)

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物頁
24	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」（見え消し） ※部分的（凡例の記載箇所）に利用に供する。	「別添（二）第二日目（二十六日）黒豆河原引継時の自動車配置図」の自動車御列部分（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の12枚目	37～42頁
41	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について（依頼）」	「御道筋料程調査表」の距離表示	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	天皇・皇后両陛下軽井沢行幸啓御日程の次の文書の1枚目	100～101頁
46	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について（依頼）」	図表四	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	プリンスホテル付近見取図の次の文書の1枚目	126～128頁
47	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について（依頼）」 ※部分的（説明書きの記載箇所）に利用に供する。	岩窟ホール付近の見取図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	プリンスホテル付近見取図の次の次の文書の1枚目	129～131頁
48	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について（依頼）」 ※部分的（説明書きの記載箇所）に利用に供する。	浅間牧場事務所及び第二展望台付近見取図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	岩窟ホール付近の見取図の次の文書の1枚目	132～134頁

	する。				
49	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」 ※部分的(説明書きの記載箇所)に利用に供する。	東大地震研究所浅間火山観測所付近見取図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	浅間牧場事務所及び第二展望台付近見取図の次の文書の1枚目	135、 (136、) 137頁
53	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	浅間牧場及軽井沢付近図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書に添付されている「行幸啓報道要項」(押印なし)別表の2枚目	163～164頁
54	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	浅間牧場及軽井沢付近図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書に添付されている「行幸啓報道要項」(押印あり)別表の2枚目	176～178頁
56	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」 ※部分的(凡例の記載箇所)に利用に供する。	警衛計画図(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書に添付されている「警衛計画(図面四枚)」と記された封筒に封入されている最初の文書の1枚目	201～221頁

(文書3：幸啓録 18昭和30年)

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物頁
66	警衛関係の件 ※部分的(皇室用語の記載箇所)に利用に供する。	教養資料昭和30年7月皇室用語集 群馬県警本部警備部警ら交通課	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	238～249枚目	—

(補足) 上記表のうち、「—」と記載している箇所は、利用制限の対象となる情報である。

別紙3 諮問庁がなお利用を制限すべきとしている情報

*本表は、諮問庁提出の特定歴史公文書等の内容を分類・整理した資料の記載を基にまとめたものである。なお、本表の6欄に掲げる「代替物頁」とは、インカメラ審査を行うため、諮問庁から公文書管理委員会に貸与された本件対象文書の代替物における該当箇所を示す。

(文書1：幸啓録16昭和30年)

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物頁
1	宮内庁長官官房宮発第二一三号	通知（自動車御列、お道筋）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の2枚目	12頁
2	軽井沢行幸啓供奉員名簿	供奉員名簿のうち皇宮警察に関する部分（護衛課長に関する部分は除く。）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の3枚目	50頁
7	下検分（お召列車発着時刻予定の次の文書）	自動車御列図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	お召列車発着時刻予定の次の文書1枚目	140頁
8	下検分（プリンスホテル 階下図及びプリンスホテル 階上図の次の文書）	「御道筋略図」（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	プリンスホテル 階下図及びプリンスホテル 階上図の次の文書1枚目	144～149頁
10	記録（御召列車御警備図表（昭和30年7月25日施行））	「御召列車御警備図表（昭和30年7月25日発行）」（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	235～240頁
11	記録（御召列車御警備図表（昭和30年7月28日施行））	「御召列車御警備図表（昭和30年7月28日発行）」（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	238～243頁
12	記録（御召列車着警備図表（昭和30年7月25日施行））	「御召列車着警備図表（昭和30年7月25日施行）」（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	241～246頁
13	記録（御召列車発警備図表（昭和30年7月28日施行））	「御召列車発警備図表（昭和30年7月28日施行）」（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	244～248頁
14	昭和三十年自七月二十五日至七月二十八日両陛下軽井沢行幸啓御日程次第	自動車御列	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の1枚目	248頁

(文書 2 : 幸啓録 17 昭和 30 年)

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物質
15	県関係書類の件のうち 行幸啓事務計画概要書	自動車御列及び自動車 御列図	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 12 枚目	10 頁
16	県関係書類の件のうち 行幸啓事務計画概要書	図表第 2 表・第 3 表の 自動車御列部分	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 25・26 枚目	16～18 頁
17	県関係書類の件のうち 行幸啓事務計画概要書	図表第四 4 表（経路略 図並びに行程）（含む裏 写り）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 27 枚目	17～20 頁
18	県関係書類の件のうち 御道筋略図並びに行程 図	御道筋略図並びに行程 図（含む裏写り）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 1 枚目	22～25 頁
19	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」（見え 消し）	御召列車内警衛（警衛 員）、自動車御列警衛 （自動車御列・乗務員）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 2～4 枚目	26～28 頁
20	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」（見え 消し）	別添（一）（二）停車場 警衛員配置箇所自動車 配置図（第一日目（二 十五日））（含む裏写り）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 5 枚目	27～31 頁
21	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」（見え 消し）	「別添（三）第一日目 御宿舎御着時の自動車 配置」の自動車御列部 分（含む裏写り）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 6 枚目	30～33 頁
22	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」（見え 消し）	自動車御列警衛（自動 車御列・乗務員）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 7～9 枚目	32～34 頁
23	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」（見え 消し）	「別添（一）第二日目 （浅間山麓）御宿舎御 発時の自動車配置」の 自動車御列部分	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 11 枚目	35～38 頁
24	県関係書類の件のうち 「警衛実施要領」（見え 消し） ※別紙 2 において諮問 庁が新たに利用に供す	「別添（二）第二日目 （二十六日）黒豆河原 引継時の自動車配置 図」の自動車御列部分 （含む裏写り）	公文書管理 法第 16 条 第 1 項第 1 号ニ	左記文書の 12 枚目	37～42 頁

	るとした部分を除く。				
25	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(三)第二日目(二十六日)第二展望台引継時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の13枚目	40~45頁
26	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(三)の2第二日目(二十六日)東大火山観測所の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の14枚目	43~48頁
27	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)以下の文書	「第二日目(二十六日)浅間山麓御宿舎御着時の自動車配置」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の15枚目	47~50頁
28	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	自動車御列警衛(自動車御列・乗務員・御宿舎御着時の自動車配置)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の16~19枚目	49~53頁
29	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(一)第三日目(二十七日旧軽井沢、見晴台、地藏ヶ原方面)御宿舎御発時の自動車配置」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の20枚目	52~56頁
30	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「三笠宮御別邸自動車御発着時の配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の22枚目	57~62頁
31	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(二)の1第三日目見晴台御着時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の23枚目	60~65頁
32	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(二)の2第三日目見晴台御発時の自動車配置図」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の24枚目	63~68頁
33	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「第三日目(二十七日旧軽井沢、見晴台、地藏ヶ原方面)御宿舎御着発時の自動車配置」の自動車御列部分(含む裏写り)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の25枚目	66~70頁
34	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	「別添(七)の1第三日目地藏ヶ原御着時の自動車配置図」の自動	公文書管理法第16条第1項第1	左記文書の26枚目	69~74頁

		車御列部分（含む裏写り）	号ニ		
35	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」（見え消し）	「別添（七）の2第三日目地藏ヶ原御発時の自動車配置図」の自動車御列部分（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の27枚目	72～76頁
36	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」（見え消し）	自動車御列警衛（自動車御列・乗務員）、途上警衛、御召列車警衛員	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の28～32枚目	75～78頁
37	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」（見え消し）	「別添（一）第四日目（二十八日）御宿舎御発時の自動車配置図」の自動車御列部分（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の34枚目	79～83頁
38	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」（見え消し）	「別添（二）第四日目（二十八日）軽井沢駅御着時の自動車配置並びに警衛員配置ヶ所図」（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の35枚目	81～86頁
39	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」（見え消し）	行幸啓経路並びに料程図（含む裏写り）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の36枚目	84～88頁
40	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」（見え消し）	プリンスホテル平面図（1階、2階）	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	左記文書の37、38枚目	87～92頁
42	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について（依頼）」	自動車御列図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	行幸啓新聞記者バス発着時刻表の次の文書の1枚目	114頁
43	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について（依頼）」	道筋略図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	行幸啓新聞記者バス発着時刻表の次の文書の1枚目	115～116頁
44	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について（依頼）」	軽井沢駅及びその付近見取図	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	道筋略図の次の文書の1枚目	117～122頁
45	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について（依頼）」	プリンスホテル付近見取図の自動車御列部分	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	道筋略図の次の文書の1枚目	（120・121・）125頁
47	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について（依頼）」	岩窟ホール付近の見取図	公文書管理法第16条	プリンスホテル付近見取図の次の次	129～131頁

	井沢行幸啓について (依頼) ※別紙2において諮問 庁が新たに利用に供す るとした部分を除く。		第1項第1 号ニ	の文書の1枚目	
48	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽 井沢行幸啓について (依頼) ※別紙2において諮問 庁が新たに利用に供す るとした部分を除く。	浅間牧場事務所及び第 二展望台付近見取図	公文書管理 法第16条 第1項第1 号ニ	岩窟ホール付近の 見取図の次の文書 の1枚目	132～134 頁
49	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽 井沢行幸啓について (依頼) ※別紙2において諮問 庁が新たに利用に供す るとした部分を除く。	東大地震研究所浅間火 山観測所付近見取図	公文書管理 法第16条 第1項第1 号ニ	浅間牧場事務所及 び第二展望台付近 見取図の次の文書 の1枚目	135、 (136、) 137頁
50	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽 井沢行幸啓について (依頼)」	三笠宮別邸付近の略図	公文書管理 法第16条 第1項第1 号ニ	東大地震研究所浅 間火山観測所付近 見取図の次の文書 の1枚目	138～140 頁
51	県関係書類の件のうち 「天皇皇后両陛下の軽 井沢行幸啓について (依頼)」	図表一一軽井沢駅御着 時の自動車配置図及び 報道関係者位置の自動 車御列部分	公文書管理 法第16条 第1項第1 号ニ	地蔵原付近見取図 の次の文書の1枚 目	149頁
52	県関係書類の件のうち 群馬県秘書課長発宮内 庁総務課長あて「行幸 啓関係参考資料につい て」	浅間牧場及軽井沢図	公文書管理 法第16条 第1項第1 号ニ	左記文書に添付さ れている「浅間牧場 及び軽井沢図(図面 壱枚)」と記された 封筒に封入されて いる文書の1枚目	153～156 頁
55	県関係書類の件のうち 群馬県秘書課長発宮内 庁総務課長あて「行幸 啓関係参考資料につい て」	軽井沢全図	公文書管理 法第16条 第1項第1 号ニ	左記文書に添付さ れている「軽井沢全 図(図面壱枚)」と 記された封筒に封 入されている文書 の1枚目	187～188 頁
56	県関係書類の件のうち 群馬県秘書課長発宮内 庁総務課長あて「行幸 啓関係参考資料につい て」 ※別紙2において諮問 庁が新たに利用に供す るとした部分を除く。	警衛計画図(含む裏写 り)	公文書管理 法第16条 第1項第1 号ニ	左記文書に添付さ れている「警衛計画 (図面四枚)」と記 された封筒に封入 されている最初の 文書の1枚目	201～221 頁

(文書 3 : 幸啓録 18 昭和 30 年)

1	2	3	4	5	6
通番	対象文書名	利用制限の箇所	利用制限事由	原本頁	代替物質
57	—	— (全て利用制限。ただし、印影が3つ、役職名が1か所、利用に供されている。)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
58	—	— (全て利用制限。ただし、印影が6つ、役職名が1か所、利用に供されている。)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
59	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
60	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
61	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
62	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
63	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
64	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
65	—	— (全て利用制限)	公文書管理法第16条第1項第1号ニ	—	—
66	警衛関係の件 ※別紙2において諮問	教養資料昭和30年7月 皇室用語集 群馬県警	公文書管理法第16条	238～249 枚目	—

	庁が新たに利用に供する とした部分を除く。	本部警備部警ら交通課	第1項第1 号ニ		
67	—	— (全て利用制限)	公文書管理 法第16条 第1項第1 号ニ	—	—

(補足) 上記表のうち、「—」と記載している箇所は、利用制限の対象となる情報である。

別紙4 委員会において利用に供すべきと判断した情報

*本表は、諮問庁提出の特定歴史公文書等の内容を分類・整理した資料の記載を基にまとめたものである。なお、本表の4欄に掲げる「代替物頁」とは、インカメラ審査を行うため、諮問庁から公文書管理委員会に貸与された本件対象文書の代替物における該当箇所を示す。

(文書1：幸啓録16昭和30年)

1	2	3	4	
			利用に供すべきと判断した情報	
通番	対象文書名	委員会の判断	原本頁	代替物頁
2	軽井沢行幸啓 供奉員名簿	皇宮警察の職員の氏名（職員氏名の情報）を除く部分についての情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「軽井沢行幸啓供奉員名簿」の3枚目の文書について、「皇宮警察」と記載された標題を含む全8行で構成される文章のうち、右側から数えて第5行目から第8行目までの文章において、氏名を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	代替物の50頁に掲げる文書について、「皇宮警察」と記載された標題を含む全8行で構成される文章のうち、右側から数えて第5行目から第8行目までの文章において、氏名を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
7	下検分（お召列車発着時刻予定の次の文書）	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「下検分（お召列車発着時刻予定の次の文書）」の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、右側から数えて第1行目の文章について、利用に供することが妥当	代替物の140頁に掲げる文書について、利用制限の箇所のうち、右側から数えて第1行目の文章について、利用に供することが妥当
8	下検分（プリンスホテル 階下図及びプリンスホテル 階上図の次の文書）	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「下検分（プリンスホテル 階下図及びプリンスホテル 階上図の次の文書）」の1枚目の文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	代替物の144～149頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）を除く部分の情報は、利用に供することが妥当

(文書 2 : 幸啓録 17 昭和 30 年)

1	2	3	4	
			利用に供すべきと判断した情報	
通番	対象文書名	委員会の判断	原本頁	代替物頁
17	県関係書類の件のうち行幸啓事務計画概要書	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の 2 欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち行幸啓事務計画概要書」の 27 枚目の文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	代替物の 17～20 頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
18	県関係書類の件のうち御道筋略図並びに料程図	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の 2 欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち御道筋略図並びに料程図」の 1 枚目の文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	代替物の 22～25 頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
39	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の 2 欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)」の 36 枚目の文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	代替物の 84～88 頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
40	県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)	昭和天皇皇后両陛下及び皇太子殿下、関係職員に関する部屋の配置及び用途に関する情報(関係者の部屋の配置及び用途の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の 2 欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち「警衛実施要領」(見え消し)」の 37、38 枚目の文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下及び皇太子殿下、関係職員に関する部屋の配置及び用途に関する情報(関係者の	代替物の 87～92 頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下及び皇太子殿下、関係職員に関する部屋の配置及び用途に関する情報(関係者の部屋の配置及び用途の情報)を除く部分の情報は、利用に供すること

			部屋の配置及び用途の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	が妥当
43	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」の行幸啓新聞記者バス発着時刻表の次の次の文書の1枚目の文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	代替物の115、116頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
44	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」	昭和天皇皇后両陛下に係る自動車御列の編成及び車両の用途等の凡例に関する情報(車両編成及び凡例の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」の道筋略図の次の文書の1枚目の文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下に係る自動車御列の編成及び車両の用途等の凡例に関する情報(車両編成及び凡例の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	代替物の117～122頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下に係る自動車御列の編成及び車両の用途等の凡例に関する情報(車両編成及び凡例の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
47	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋を記載したと推察できる絵図並びに警備車両の到着及び出発の時刻等に関する情報(御道筋の絵図の情報及び警備車両発着の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」のプリンスホテル付近見取図の次の次の文書の1枚目の文書について、利用制限箇所のうち、御料車の御到着及び御出発の時刻、取材要領に関して記載された全11行で構成される文章のうち右側から数えて第1行目から第5行目まで及び第8行目から第11行目までの文章について、利用に供する	代替物の129～131頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、御料車の御到着及び御出発の時刻、取材要領に関して記載された全11行で構成される文章のうち右側から数えて第1行目から第5行目まで及び第8行目から第11行目までの文章について、利用に供することが妥当

			ことが妥当	
48	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」	警備車両の到着及び出発の時刻に関する情報(警備車両発着の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」の岩窟ホール付近の見取図の次の文書の1枚目の文書について、利用制限箇所のうち、御料車の御到着及び御出発の時刻、取材記者等の取材配置を含む絵図について、利用に供することが妥当。また、取材要領に関して記載された文章のうち、当該文書の右側に記載された全4行及び同左側に記載された全5行で構成される文章について、利用に供することが妥当	代替物の132～134頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、御料車の御到着及び御出発の時刻、取材記者等の取材配置を含む絵図について、利用に供することが妥当。また、取材要領に関して記載された文章のうち、当該文書の右側に記載された全4行及び同左側に記載された全5行で構成される文章について、利用に供することが妥当
49	県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋を記載したと推察できる絵図及び自動車御列の編成並びに警備車両の到着及び出発の時刻等に関する情報(御道筋の絵図の情報及び車両編成並びに警備車両発着の情報)を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち「天皇皇后両陛下の軽井沢行幸啓について(依頼)」の浅間牧場事務所及び第二展望台付近見取図の次の文書の1枚目の文書について、利用制限箇所のうち、日付、御料車の御到着及び御出発の時刻、取材記者等の取材配置、取材要領に関して記載された全10行で構成される文章のうち右側から数えて第1行目から第8行目までの文章について、利用に供することが妥当	代替物の135、137頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、日付、御料車の御到着及び御出発の時刻、取材記者等の取材配置、取材要領に関して記載された全10行で構成される文章のうち右側から数えて第1行目から第8行目までの文章について、利用に供することが妥当
52	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)及び御道筋の凡例の情報を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」に添付されている「浅間牧場及び軽井沢図(図面壹枚)」と記された封筒に封入されている文書の1枚目の文書について、	代替物の153～156頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報(御道筋の絵図の情報)及び御道筋の凡例の情報を除く部分の情報は、利用に供することが妥当

			て、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）及び御道筋の凡例の情報を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	
55	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」」に添付されている「軽井沢全図（図面老枚）」と記された封筒に封入されている文書の1枚目の文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	代替物の187、188頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
56	県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」	昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）を除く部分の情報は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる文書「県関係書類の件のうち群馬県秘書課長発宮内庁総務課長あて「行幸啓関係参考資料について」」に添付されている「警衛計画（図面四枚）」と記された封筒に封入されている最初の文書の1枚目の文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）を除く部分の情報は、利用に供することが妥当	代替物の201～221頁に掲げる文書について、利用制限箇所のうち、昭和天皇皇后両陛下の御動静に係る御道筋に関する絵図の情報（御道筋の絵図の情報）を除く部分の情報は、利用に供することが妥当

(文書3：幸啓録 18 昭和 30 年)

1	2	3	4	
			利用に供すべきと判断した情報	
通番	対象文書名	委員会の判断	原本頁	代替物頁
57	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「—」と記載）において利用制限されている1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全1行で構成される文章について、利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）において利用制限されている1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全1行で構成される文章について、利用に供することが妥当
58	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。また、「幸啓録 16 昭和 30 年」及び「幸啓録 17 昭和 30 年」における文書と同内容の文書（重複文書）のうち、既に利用に供している情報及び利用に供することとされる情報（重複文書のうち利用に供する情報は、同様の内容を利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「—」と記載）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全11行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第7行目までの文章について、利用に供することが妥当。また、「幸啓録 16 昭和 30 年」及び「幸啓録 17 昭和 30 年」における文書と同内容の文書（重複文書）のうち、既に利用に供している情報及び利用に供することとされる情報（重複文書のうち利用に供する情報は、同様の内容を利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全11行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第7行目までの文章について、利用に供することが妥当。また、「幸啓録 16 昭和 30 年」及び「幸啓録 17 昭和 30 年」における文書と同内容の文書（重複文書）のうち、既に利用に供している情報及び利用に供することとされる情報（重複文書のうち利用に供する情報は、同様の内容を利用に供することが妥当
59	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「—」と記載）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全14行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第10行目までの文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全14行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第10行目までの文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当

60	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「—」と記載）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全11行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第8行目までの文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全11行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第8行目までの文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当
61	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「—」と記載）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全15行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第6行目までの文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全15行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第6行目までの文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当
62	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「—」と記載）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全15行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第5行目までの文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全15行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目から第5行目までの文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当
63	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「—」と記載）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全12行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目の文章について、利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全12行で構成される文章のうち、右側から数えて第1行目の文章について、利用に供することが妥当
64	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「—」と記載）の1枚目の文書について、利	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全

			用制限の箇所のうち、全4行で構成される文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当	4行で構成される文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当
65	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「一」と記載）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全4行で構成される文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全4行で構成される文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当
66	警衛関係の件	文書の標題に関する情報及び皇室に関する用語についての情報（標題の情報及び皇室用語の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書について、利用制限の箇所のうち、当該文書の10枚目の文書の右側から数えて第6行目から第12行目までの文章（自動車御列の編成等に関する情報）を除き、利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名の詳細は利用制限情報）について、利用制限の箇所のうち、6枚目（6頁目）の文書の右側から数えて第24行目から第30行目までの文章（自動車御列の編成等に関する情報）を除き、利用に供することが妥当
67	—	文書の標題に関する情報（標題の情報）は、利用に供することが妥当である。	本表の2欄に掲げる対象文書（文書名は利用制限情報につき「一」と記載）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全4行で構成される文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当	代替物における対象文書（文書名は利用制限情報）の1枚目の文書について、利用制限の箇所のうち、全4行で構成される文章（印影を含む）について、利用に供することが妥当

（補足）上記表のうち、「一」と記載している箇所は、利用制限の対象となる情報である。